

横須賀市報

第1861号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇都市公園条例施行規則中一部改正	15117
告 示	
◇監査委員の再任について	〃
◇包括外部監査契約の締結について	〃
◇収納事務の委託について	〃
◇指定納付受託者の指定について	15119
◇収納事務の委託について	15120
◇指定納付受託者の指定について	15121
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇徴収事務の委託について	〃
◇徴収事務の委託について	〃
◇収納事務の委託について	〃
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について	15122
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	〃
◇長井海の手公園の供用の再開について	15123
公 告	
◇住民票の職権消除について	〃
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達	〃
◇債権差押調書の公示送達	〃
◇担保権設定等財産差押通知書の公示送達	〃
◇配当計算書の公示送達	〃
◇交付要求通知書の公示送達	15124
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	〃
上下水道局告示	
◇収納事務の委託について	〃
議 会 規 則	
◇横須賀市議会委員会規則中一部改正	〃
教育委員会告示	
◇横須賀市立南図書館の供用の休止について	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙権を有する方の50分の1の数について	〃
◇選挙権を有する方の3分の1の数について	〃
◇選挙権を有する方の6分の1の数について	〃
◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について	15125
◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任について	〃
◇指定投票区等の指定について	〃
◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における期日前投票を行う場所について	〃
◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票時間について	〃
◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における不在者投票を行う場所について	〃
◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票所について	〃
◇神奈川県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所について	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	〃
正 誤	

規 則

横須賀市規則第43号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月10日

横須賀市長 上地克明

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「長井海の手公園」の次に「（市長が別に定める区域に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月14日から施行する。

告 示

横須賀市告示第60号 (令和5年3月31日)

令和5年度の固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により告示します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第66号 (令和5年4月3日)

本市議会の同意を得て、令和5年4月1日日本市監査委員に次の者を再任しました。

令和5年4月3日

横須賀市長 上地克明

横須賀市田戸台27番地

川瀬 富士子

横須賀市告示第67号 (令和5年4月3日)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示します。

令和5年4月3日

横須賀市長 上地克明

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和5年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の合計額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
細野 和寿
東京都世田谷区等々力6丁目11番15-506号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払
ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。

横須賀市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラストバンク 代表取締役 川 村 憲 一	地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に定める寄附金（横須賀応援ふるさと納税に限る。）
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	楽天グループ株式会社 代表取締役 三木谷 浩 史	
東京都中央区日本橋二丁目14番1号	ANAあきんど株式会社 代表取締役 原 雄 三	
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深 澤 祐 二	
東京都渋谷区桜丘町22番14号	株式会社アイモバイル 代表取締役 野 口 哲 也	
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる 代表取締役 藤 井 宏 明	
横浜市中区神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 美 紀	療育相談センター条例第13条第1項から第5項までに定める使用料及び手数料
東京都渋谷区南平台町1番10号	ル・アンジェ共同事業体 代表者 ル・アンジェ株式会社 代表取締役 野 口 正 太 郎	病児・病後児保育センター条例第12条第2項に定める使用料
東京都千代田区平河町二丁目6番3号	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉 新 通 康	
横須賀市平作四丁目10番6号	よこすかグリーンパーク共同事業体 代表者 横須賀緑化造園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓	青少年の家条例第13条第1項に定める使用料
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	池上コミュニティセンター条例第13条第1項に定める手数料
		手数料条例別表第3第1項第1号に定める手数料（戸籍法第120条第1項の規定に基づく交付に係るものに限る。）及び

東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構 理事長 吉 本 和 彦	同表第2項第2号に定める手数料（住民基本台帳法第12条第5項の規定に基づく交付に係るものに限る。）並びに印鑑条例第6条第4項に定める証明手数料であって、市長が別に定める場所における交付に係るもの
横浜市中区日本大通33番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	横須賀市健康増進センターの駐車場に係る財産条例第10条第1項に定める使用料
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	火葬場条例第5条第1項に定める使用料及び手数料条例別表第10第1号ウに定める手数料
横須賀市新港町1番地11	一般社団法人横須賀市医師会 会長 三 屋 公 紀	横須賀市立看護専門学校条例第4条に定める授業料、入学検定料、入学金及び証明書交付手数料
福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社 代表取締役 織 田 和 之	手数料条例別表第5第1項第2号ウ及び同項第3号に定める手数料
横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・横浜DeNAベイスターズ共同事業体 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	追浜公園及び夏島都市緑地に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）並びに夏島グラウンドに係る有料広場条例第12条第2項に定める使用料
横須賀市小川町11番地	CSY・新生ビルテクノ共同事業体 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	湘南鷹取5丁目第2公園、根岸公園、浦賀7丁目公園、久里浜公園、長沢村岡公園、富浦公園及び馬堀海岸公園の水泳プールに係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）

<p>横須賀市平作四丁目10番6号</p>	<p>よこすかグリーンパーク 共同事業体 代表者 横須賀緑化造園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓</p>	<p>田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、走水水源地公園、旗山崎公園、野比かがみ田緑地、光の丘水辺公園及び太田和つつじの丘に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、オ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）</p>	<p>区南池袋一丁目16番15号</p>	<p>代表者 西武造園株式会社 取締役 大 嶋 聡</p>	<p>る使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）</p>
<p>横須賀市小川町11番地</p>	<p>パークコミュニティよこすか 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹内 英 樹</p>	<p>猿島公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、オ、カ、キ、ク及びケに定める使用料を除く。）</p>	<p>横浜市港北区菊名七丁目3番22号</p>	<p>アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前川 龍 男</p>	<p>燈明堂緑地駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）</p>
<p>横須賀市小川町27番16号</p>	<p>株式会社トライアングル 代表取締役 鈴木 隆 裕</p>	<p>猿島公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エの一部、オ、カ、キ、ク及びケに定める使用料を除く。）</p>	<p>東京都豊島区長崎五丁目1番34号</p>	<p>横須賀公園墓地管理グループ 代表者 西武造園株式会社 取締役 大 嶋 聡</p>	<p>公園墓地条例第21条第3項及び第32条第3項に定める手数料並びに同条例第34条第1項に定める休憩室使用料及び休憩室附属設備使用料</p>
<p>横須賀市小川町11番地</p>	<p>一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹内 英 樹</p>	<p>不入斗公園、はまゆう公園、衣笠公園、根岸公園、大津公園、佐原2丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）</p>	<p>横浜市中区長者町八丁目134番地</p>	<p>株式会社リスコム 代表取締役 瀧 澤 聡</p>	<p>横須賀港港湾施設使用条例第6条に定める使用料</p>
<p>横浜市港北区菊名七丁目3番22号</p>	<p>アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前川 龍 男</p>	<p>久里浜1丁目公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。）</p>			
<p>東京都豊島</p>	<p>横須賀花の国・西武パークナーズ</p>	<p>くりはま花の国及びペリー公園に係る都市公園条例第20条第1項に定め</p>			

2 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

- (1) スルガカード株式会社
東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号
- (2) 株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- (3) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
- (4) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- (5) 株式会社JR東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号
- (6) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22番14号
- (7) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (8) SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号

2 指定納付受託者の指定をした日

令和5年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入等

横須賀応援ふるさと納税（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第70号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細 見 研 介	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
広島県広島市安佐北区	株式会社ポプラ 代表取締役	

安佐町大字久地665番地の1	目 黒 俊 治	地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、納付書情報を読み取るシステムを用
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀 正 泰	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都品川区西品川一丁目1番1号	L I N E P a y株式会社 代表取締役 前 田 貴 司	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区紀尾井町1番3号	P a y P a y株式会社 代表取締役 中 山 一 郎	
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区永田町二丁目11番1号	株式会社N T T ドコモ ウォレットビジネス部長 田 原 務	
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	
東京都江東	株式会社エヌ・ティ・ティ	

区豊洲三丁目3番3号	・データ 代表取締役 本 間 洋	いる方法により納付されるもの
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	KDDI株式会社 執行役員 マーケティング本部長 竹 澤 浩	
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	ビルディングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代田区大手町一丁目5番5号	株式会社みずほ銀行 デジタルイノベーション部長 柿 原 慎一郎	

2 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
 - 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目1番22号
 - ユーシーカード株式会社
東京都港区台場二丁目3番2号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和5年4月1日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等
市民税及び県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税並びに地方税の延滞金（納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるものに限る。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和5年4月1日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等
行政センターで取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項

の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和5年4月1日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等
民生局地域支援部窓口サービス課及び市民サービスセンター中央店で取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。
令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
横須賀市新港町1番地11	一般社団法人横須賀市医師会 会長 三 屋 公 紀	救急医療センター条例第10条第2項第3号に定める手数料

2 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第75号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。
令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都千代田区平河町二丁目6番3号	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉 新 通 康	横須賀市病院事業条例第10条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第2項に定める使用料及び手数料（使用料については、横須賀市立うわまち病院に係る平成19年度分までのもの及び横須賀市立市民病院に係る平成21年度分までのものに限る。）

2 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第76号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。
令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ ・データ 代表取締役	

東京都千代田区二番町8番地8	本 間 洋 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦		東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀 正 泰	
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信				
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋				
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細 見 研 介				
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	国民健康保険法第76条第1項に定める保険料（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの			
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩				
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋				
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕				
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋				
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ 代表取締役 目 黒 俊 治				
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋				
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭				

2 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第77号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年横須賀市告示第136号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）で指定した土地の区域のうち、令和5年横須賀市告示第3号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について）で指定を解除されなかった区域の全部の指定を解除します。

令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定を解除する土地の区域
横須賀市三春町4丁目9番5の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去の実施

横須賀市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
 - (1) 株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号
 - (2) L I N E P a y株式会社
東京都品川区西品川一丁目1番1号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和5年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第5第1項第2号イに規定する手数料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第79号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年4月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延長
-----	-----	---	---	-------	----

1,440	旧	小矢部2丁目5000番の8地先から 小矢部2丁目308番の13地先まで	メートル 1.2～1.5	メートル 33.8
	新	小矢部2丁目300番の1地先から 小矢部2丁目308番の13地先まで	1.2	4.3
1,441	旧	小矢部2丁目300番の2地先から 小矢部2丁目2839番の2地先まで	1.9	25.8
	新	小矢部2丁目300番の2地先から 小矢部2丁目2839番の2地先まで	1.9～2.9	25.8
4,519	旧	秋谷1丁目39番の1地先から 秋谷1丁目38番の6地先まで	1.8	40.9
	新	秋谷1丁目39番の1地先から 秋谷1丁目38番の2地先まで	1.8～4.0	40.9

横須賀市告示第80号

長井海の手公園は、令和5年4月14日から供用を再開します。

令和5年4月10日

横須賀市長 上地克明

公 告

横須賀市公告第68号 (令和5年3月28日) 掲示済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和5年3月28日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第69号 (令和5年3月31日) 掲示済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

年度	税目	期別	発付年月日
令和2年度	市民税 県民税 (普通徴収)	第2期分	令和5年1月26日
		第3期分	令和5年1月26日
		第4期分	令和5年1月26日
令和3年度	市民税 県民税 (普通徴収)	第2期分	令和3年9月29日
		第3期分	令和3年11月29日
		第4期分	令和4年2月22日
		7月随時	令和3年8月26日
		第1期分	令和4年7月28日
			令和5年2月24日
		第2期分	令和4年9月29日
			令和4年10月11日
			令和5年2月24日

令和4年度	市民税 県民税 (普通徴収)	第3期分	令和4年11月29日
			令和5年2月24日
			令和5年3月3日
		第4期分	令和5年2月24日
			令和5年2月27日
	固定資産税 都市計画税	7月随時	令和4年8月30日
			令和5年2月20日
		9月随時	令和4年10月27日
		11月随時	令和4年12月22日
		12月随時	令和5年1月30日

(別紙略)

横須賀市公告第70号 (令和5年3月31日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第71号 (令和5年3月31日) 掲示済

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の差押通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき者から申出があるときは交付します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第72号 (令和5年3月31日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第73号 (令和5年3月31日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第74号 (令和5年3月31日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第11号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和5年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収納事務	委託の 期 間
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	SMBCファイナンスサービス株式会社 代表取締役 小 野 直 樹	横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第1項に規定する使用料	令和5年4月1日から同年6月30日まで
東京都中央区八丁堀二丁目20番8号	株式会社電算システム 取締役 辻 本 治	横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第1項に規定する使用料	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議 会 規 則

横須賀市議会会議規則の一部を次のように定める。

令和5年3月29日 (令和5年3月29日 掲 示 済)

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

横須賀市議会会議規則の一部を改正する規則

横須賀市議会会議規則(平成14年12月20日制定)の一部を次のように改正する。

第65条の2第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等やむを得ない理由により協議等の場の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した協議等の場を設けることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第4号 (令和5年3月17日 掲 示 済)

横須賀市立南図書館は、令和5年3月18日から供用を再開します。

令和5年3月17日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第6号 (令和5年3月22日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,661です。

令和5年3月22日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第7号 (令和5年3月22日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、111,007です。

令和5年3月22日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第8号 (令和5年3月22日 掲 示 済)

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,504です。

令和5年3月22日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第9号 (令和5年3月22日 掲示済)

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に
行う神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場を設置した
場所を、別紙のとおり定めます。

令和5年3月22日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第10号 (令和5年3月22日 掲示済)

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同
時に執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者
及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合
において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任しま
す。

令和5年3月22日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第11号 (令和5年3月22日 掲示済)

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規
定により、次のとおり指定投票区を指定し、併せて指定関係投
票区を定めました。

なお、令和4年横須賀市選挙管理委員会告示第14号は、廃止
します。

令和5年3月22日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

神奈川県議会議員選挙

指定投票区	指定関係投票区
第16投票区	第1投票区から第15投票区まで、第17投票区から第24投票区まで、第27投票区から第52投票区まで及び第54投票区から第86投票区まで

神奈川県知事選挙

指定投票区	指定関係投票区
第16投票区	第1投票区から第15投票区まで、第17投票区から第24投票区まで、第27投票区から第52投票区まで及び第54投票区から第86投票区まで

横須賀市選挙管理委員会告示第12号 (令和5年3月23日 掲示済)

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同
時に執行の神奈川県知事選挙における期日前投票を行う場所は、
次のとおりです。

令和5年3月23日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第13号 (令和5年3月23日 掲示済)

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同
時に執行の神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票時間
を、次のとおり定めます。

令和5年3月23日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第14号 (令和5年3月23日 掲示済)

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同
時に執行の神奈川県知事選挙における不在者投票を行う場所は、
次のとおりです。

令和5年3月23日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第15号 (令和5年3月23日 掲示済)

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同
時に執行の神奈川県知事選挙における投票所を、別紙のとおり定
めます。

令和5年3月23日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第16号 (令和5年3月23日 掲示済)

令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙における公職選挙
法(昭和25年法律第100号)第175条第1項から第3項までの
規定による投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う
日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和5年3月23日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

- 1 日時 令和5年3月23日午後6時
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルクよこすか2階
横須賀市選挙管理委員会事務局

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第5号 (令和5年4月3日 掲示済)

令和5年第4回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集し
ます。

令和5年4月3日

横須賀市農業委員会
会長 田丸定雄

- 1 日時 令和5年4月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - (5) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

正誤

令和4年4月1日付け横須賀市報号外第7号38ページ横須賀市規則第45号中

申 請 理 由	1 食物アレルギーの治癒
	2 その他 ()

は

(事務処理欄)

申 請 理 由	1 食物アレルギー等の治癒
	2 その他 ()

の

(事務処理欄)

誤り